

都城市老人いこいの家指定管理者候補者選定の概要

都城市老人いこいの家の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和元年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

公益社団法人都城市シルバー人材センター

(2) 代表者名

理事長 池田 文明

(3) 所在地

都城市下長飯町1916番地1

(4) 設立年月日

昭和60年8月26日

(5) 従業員数

事務局職員14人 会員数610人

(6) 業務内容

会員への就業機会の提供

2. 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市老人いこいの家 (都城市郡元町225番地1)	鉄筋コンクリート 平屋建 敷地面積：2,500m ² 延床面積：391m ²

(2) 業務概要

都城市老人いこいの家管理全般

4. 事業計画の概要 事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

都城市老人いこいの家は、高齢者の生きがいづくりのために建設されたものであることから、その運営についても高齢者の能力と意欲を活かした協働の観点から行われる必要があり、その受け皿となる団体は市内に当該団体しか存在しないため。

(2) 申請書類の審査結果

- ・市民の平等な利用の確保について

広報を利用し広く施設を知ってもらうことによって、平等に利用されるよう計画されている。

- ・施設の効用の最大限の発揮について

利用者のニーズに沿った管理運営を行い、施設を有効利用されるよう計画されている。

- ・経済的な管理運営と適正な経費配分について

経費の見直しを的確に行い、経費の縮減が図られるよう計画されている。

- ・管理運営能力について

組織、財務状況に問題がなく、これまでの業務実績がある。

以上の理由により、公益社団法人都城市シルバー人材センターを都城市老人いこいの家の指定管理者候補者として適正であると判断しました。

事業計画書概要版

1 市民の平等な利用に関すること

(1) 管理運営方針等

- ア 高齢者の能力を生かしたサービスを地域社会に提供
- イ シルバー人材センターの基本理念「自主・自立・共働・共助」の精神で管理

(2) 平等利用

- ア 教養講座、レクリエーション等の場を提供
- イ 心身の健康の増進を図るため最適なサービスと平等な施設利用の確保
- ウ 「利用者の声意見箱」により要望や苦情を把握し改善実施する

2 施設効用の発揮に関すること

(1) 利用の促進

- ア 施設管理員のマナー向上を高めるため定期的に研修する
- イ 多種多様の人材を豊富に持つ管理員により同世代の利用者に的確に対応

(2) サービス・利便性の維持向上

- ア 施設管理員に対して資質向上を目的に「接遇」「緊急時の対応」等の研修

3 管理経費の縮減に関すること

(1) 経費節減

- ア 管理経費の見直しを的確に実施する
- イ 事務処理の効率化
- ウ 光熱水費の節約について利用者に周知徹底する

4 安定的な施設の管理運営に関すること

(1) 物的能力

- ア 個人情報保護法に基づく管理の徹底
- イ コンプライアンス就業「法令順守就業」の徹底

(2) 人的能力

- ア 1. 5名の常勤体制でローテーションを組む
- イ 緊急時の通報や訓練を定期的に実施する

5 その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

- ア 高齢者の長年培ったノウハウや経験により市民のニーズに対応
- イ 公益社団法人として安心・安全な管理体制の実施